

避難情報等への「警戒レベル」の導入について

平成30年7月豪雨では、気象情報や避難勧告など多くの防災情報が発信されましたが、必ずしも住民の避難に結びついていない状況があったことを踏まえ、国の「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改定されました。

このことに伴い、今年度の出水期から、住民が危険度やとるべき行動を直感的に理解し、適切な避難行動がとれるよう、避難情報等に5段階の「警戒レベル」を付けて発信することとしましたので、報告します。

1. 警戒レベルと避難情報等一覧

警 戒 レ ベ ル	避難行動等 (住民がとるべき行動)	避難情報等 (行動を促す情報)	防災気象情報 (判断の参考となる 情報)
5	命を守る最善の行動 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 (市が発令)	氾濫発生情報 大雨特別警報等
4	速やかに避難場所に避難 速やかに避難場所に避難する。避難場所に避難することが危険と思われる場合は近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。	避難勧告 避難指示(緊急) (市が発令)	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
3	避難に時間を要する人は避難 避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)とその支援者は避難。その他の人は避難の準備を整える。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市が発令)	氾濫警戒情報 洪水警報 等
2	避難行動の確認 ハザードマップ等により災害リスクや避難場所、避難経路等を確認し、避難に備える。	注意報 (気象庁が発表)	大雨注意報 等
1	心構えを高める 気象情報等の最新情報に注意する。	早期注意情報 (気象庁が発表)	早期注意情報

※ 避難情報と防災気象情報について、市は、様々な情報を元に、避難情報を発令する判断を行うため、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

2. 運用開始時期

令和元年5月29日から（国の機関、島根県および県内全市町村）

3. 伝達文例

【警戒レベル4】避難勧告の場合

「〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。〇〇地区の方は速やかに全員避難を開始してください。」

4. 制度についての周知方法

出雲市ホームページに掲載済みです。

また、周知用チラシを広報いずも7月号（6月20日発行号）に合わせて全戸配布します。